

事務連絡
平成22年5月26日

各都道府県建設業協会 御中

社団法人 全国建設業協会

**改正廃棄物処理法における建設工事に伴い生ずる
廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について（情報提供）**

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（改正廃棄物処理法）が、平成22年5月19日に公布されました。本法は今後、公布日より1年を超えない範囲で施行されますが、第21条の3において規定されました建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化につきましては、建設現場での影響が特に大きいことから、国土交通省より別紙の通り情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましても、会員に対してご周知いただきますようお願いいたします。なお、改正廃棄物処理法の概要、全条文等につきましては、下記ホームページより閲覧・ダウンロードが可能になっております。

- 環境省⇒廃棄物・リサイクル対策⇒廃棄物処理の現状⇒廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布のお知らせ（平成22年5月19日）

URL : http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html

以上

（担当：事業部事業企画課 吉田）